

第53期（令和3年度）熊本地方最低賃金審議会
熊本県最低賃金専門部会（第2回）議事要旨

1 日 時 令和3年7月28日（水）10時15分～12時03分

2 場 所 熊本地方合同庁舎B棟2階大会議室

3 出席者

公益代表委員 出席3名（定数3名）

労働者代表委員 出席3名（定数3名）

使用者代表委員 出席3名（定数3名）

【事務局】

（熊本労働局）出席5名

4 議題

（1）金額提示

（2）金額審議

（3）その他

5 議事要旨

（1）使側の個別協議後、金額提示が行われた。

【使用者側金額提示】

- ・ 引上げ額0円（据え置き）を提示。

【労働者側金額提示】

- ・ 引上げ額45円を提示。

【労働者代表委員の主張】

- ・ 昨年を除き、ここ数年3%程度引き上げられてきた実績もあることから、一昨年の790円を3%引き上げ、さらに3%引き上げると838円となることから、793円から45円の引き上げを求める。
- ・ 業務改善助成金の45円コースが新設されたことも45円の引き上げを求める理由の一つである。
- ・ 宿泊業の募集実態を見ても、下限値が847円であり、45円の引き上げは決して無理な数字ではない。

- ・構造的な問題で経営が厳しい企業を守るために最賃を抑えることが、地方の経済や会社、労働者にとって本当にいいのかどうかという議論をこの審議会の中で行うべきである。
- ・労働者の賃金を引き上げて消費を促し、国や県の総生産を上げていかなければならない中、使用者側が本当にあるべき賃金は793円と主張しているのかということ、また、熊本の最低賃金が単独最下位になることもあり得ることについての使用者側の見解を聞きたい。

【使用者代表委員の主張】

- ・熊本は、一部の業種は復興特需等があるが、地域としては熊本地震とコロナと昨年の豪雨の三重苦で先が見通せず、最低賃金を引き上げる状況にないので、据え置くべきである。
 - ・コロナや地震、豪雨等で経営が厳しい事業所に対して、最低賃金の面で適用除外とか何か配慮してもらう方法がないのか。
 - ・県内の商工会アンケートでは、最低賃金を引き上げるべきという意見も一部あったが、大半の事業所は今年に限っては据え置き又は若干の引き上げにとどめるべきとの意見であった。
 - ・高い賃金を支払えるところは支払ってもらってもよいが、最低賃金で線引きすると厳しい事業所がある。熊本の最低賃金が単独最下位になるということであれば、熊本地震や豪雨等の熊本の特殊事情を説明していきたい。
- (2) 公労協議、公使協議が行われたが、双方の主張の隔たりが大きく、結審には至らなかった。
- (3) 事務局から今後の審議日程を説明した。
- ・7月29日（木）午後2時から第3回地域別専門部会を開催予定。